

獣医療法施行規則第十条の四第三項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件

平成二十一年二月二十日農林水産省告示第二百三十八号  
一部改正 平成三十一年四月 五日農林水産省告示第六百七十八号

獣医療法施行規則第十条の四第三項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

飼育動物の種類	放射性同位元素の種類	診療の種類	退出させることができる状態
馬	テクネチウム九九m	診療用放射性同位元素を用いたシンチグラム検査（骨シンチグラムを得る場合に限る。）	診療用放射性同位元素が投与されてから四十八時間以上経過していること。
犬及び猫	テクネチウム九九m	診療用放射性同位元素を用いたシンチグラム検査	診療用放射性同位元素が投与されてから四十八時間（投与量が放射能として百五十メガベクレル以下の場合、その投与から二十四時間）以上経過していること。
	炭素十一	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから四時間以上経過していること。
	窒素十三	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。

	酸素十五	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから一時間以上経過していること。
	ふっ素十八	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた陽電子断層撮影検査	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから二十四時間以上経過していること。